

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守し、各法令の手続きを所管する関係行政機関と協議しながら、環境の保全にかかる検討を進めてまいります。
(2) 今後の手続きを進めるに当たっては、本事業の内容をより具体的に示すとともに、農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流地域の住民に対して積極的な情報提供や対話を行うよう努めること。また、事業内容を丁寧に周知し、住民等から出された意見を十分に勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めること。	事業計画の内容については、方法書において事業方針をできる限り詳細に記載するとともに（第2章 対象事業の目的および内容 参照）、今後の準備書段では、より具体的な事業内容を示す予定です。 環境影響評価手続きにおける住民説明会等を通じて、事業内容を丁寧に周知・説明し、住民等から出された意見を可能な限り勘案することで、事業に対する理解を得るよう努めてまいります。 なお、住民説明会は、対象事業実施区域周辺の土山地区で休日・平日の2回開催する予定です。説明会の開催案内は甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市および守山市の関係課の意見を聞いた上で、広報紙への掲載や案内ちらしを市役所で配布していただく予定です。また、配慮書への意見書をいただいた方への直接のポスティング等を行うなど、下流側の住民への周知に努めます。 漁業・農業従事者に関しては、甲賀市や滋賀県の関係機関の意見を聞いた上で、必要に応じて説明会をご案内します。
(3) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降の手续において環境影響評価の項目を適切に選定し、調査、予測および評価を行うこと。	本事業の内容、対象事業実施区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況、並びに知事等の意見を踏まえ、環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価の計画を検討しました（第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法 参照）。 今後、本計画を基に、住民や環境影響評価審査会等のご意見を頂きながら、調査、予測および評価を実施します。
(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討してまいります。 なお、検討の結果、代償措置による対応を取らざるを得ない場合は、その理由について準備書に記載します。

知事意見	事業者の見解
(5) 事業計画の検討に当たっては、事業実施想定区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等を十分に踏まえること。 また、事業実施想定区域には地すべり地形が含まれていることから、大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮すること。	事業計画の検討にあたっては、対象事業実施区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等に留意し、関係行政機関等とも協議しながら検討してまいります。 また、対象事業実施区域に含まれる地すべり地形については、現地踏査の結果、崩壊の可能性がある箇所は1箇所だけであり、実施設計の中で掘削勾配を緩くするなど必要な対策工を検討しています。今後も大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮してまいります。 例えば、地震時の土堰堤の安定性については、レベル1およびレベル2のそれぞれの地震動を考慮した耐震設計を、防災調整池については50年確率降雨強度に対応した設計を行います。
(6) さらに、事業実施に伴い発生する伐採木の活用や災害時の廃棄物の受入れについて関係行政機関等と協議する等、地元へ貢献する事業計画となるよう努めること。	伐採木の活用および災害廃棄物（がれき等）の受入れについては、今後甲賀市ほか関係行政機関と協議を行い、本事業を通じた地元への貢献についても検討してまいります。なお、伐採木の活用方針については、P2-14に記載しました。
2 個別的事項	
(1) 水質・水象 配慮書では、降雨の際の浸透水量と調整池からの排水量の関係が不明瞭なため、その関係性を明らかにすること。また、予測評価に当たっては、事業の各段階における周辺や下流河川への影響を予測評価する手法を検討すること。	本施設における排水経路を本方法書 P2-11 に記載しました。また参考に、既存文献に示される一般的な安定型産業廃棄物最終処分場（浸透水集排水施設なし）における表層水量と浸透水量（全量地下浸透）および蒸発散量の関係を補足記載しました。 なお、本施設では一般的な施設にはない浸透水集排水施設の設置を検討しており、排水効率は地形や地質、土地利用等の様々な条件により左右されると考えられますが、浸透水の多くは降雨後速やかに防災調整池に排出されると想定されます。 また、降雨時の水質影響（工事中の水の濁り）については、工事の各段階における下流河川への影響を予測するものとし、その内容・方法は、本方法書の P6-37～6-39 に記載しました。
(2) 景観 眺望点の選定に当たっては、市街地など遠景からの背景としての山なみの変化を確認できる地点を選定するとともに、予測評価に当たっては、造成中のみならず植生回復後のフォトモンタージュを作成するなど、事業の各段階における影響を予測評価する手法を検討すること。	景観について、背景としての山なみの変化を確認できる遠景からの眺望点として、国道1号および土山地域市民センターを選定しました（P6-55～6-57 参照）。 予測評価に当たっては、施設供用時のほか、埋立中間段階や埋立完了時、植生回復後のフォトモンタージュを作成することにより、事業の各段階における影響を予測・評価します。
(3) 温室効果ガス等 事業実施に伴う温室効果ガスの排出量や森林吸収量の増減を予測評価する手法を検討すること。また、事業実施に伴う省エネ化、創エネ化の取組についても併せて検討するよう努めること。	事業実施に伴う温室効果ガスの排出量や森林吸収量の増減も考慮した予測を検討し、本方法書の P6-62 に記載しました。 また、事業実施に伴う省エネ化、創エネ化の具体的な取組については、今後の準備書段階で検討いたします。

5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解

計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項に基づき、知事に提出された想定区域市町長である甲賀市長の環境の保全の見地からの意見および事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.2 甲賀市長の意見およびそれに対する事業者の見解

甲賀市長意見	事業者の見解
騒音・振動	
- 計画段階配慮事項の選定として、「尾根を隔てている」、「建設地から 500m 以上離れている」ことから非選定にされているが、北土山および南土山の市街地や大澤集落があることから、重大な影響は全く生じないとは言えません。地域住民の不安を無くすためにも、重機など（大型運搬車両含む）の稼働に伴って発生する排ガス、粉じん、騒音および振動を、配慮項目として追加するよう再検討してください。 - 建設時から毎日、大型運搬車両（ダンプ等）が大澤集落内等を往来することになりますが、「車両台数は限定的であるため重大な影響は生じない」という理由により配慮事項として非選定されています。しかし、大型運搬車両の経路は住民の生活圏内を通行する生活道路でもあり、通学路でもあることから配慮項目として追加するよう再検討し、環境保全措置の徹底を図り、大型運搬車両の走行に伴う影響を可能な限り低減するよう努めてください。 - 施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を遵守してください。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めてください。併せて、低騒音・低振動型機械の採用に努めてください。	計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。 住民等のご意見・ご懸念も踏まえ、計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目を再検討し、重機の稼働や関係車両の走行に伴って発生する排ガスおよび粉じん、騒音、振動を環境影響評価項目として選定いたしました（P6-3）。 今後の準備書以降の手続きにおいて、これらの項目についての調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。 施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を遵守してまいります。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、不必要なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めるとともに、低騒音・低振動型機械の採用に努めてまいります。 なお、工事中および供用後の環境配慮の概要については、配慮書 P2-9～2-10（「2.2.5（1）環境配慮の方針」）に示しております。
悪臭	
「悪臭を発生させるような工事は想定していない」、「性状の安定した建設副産物を想定」であることから悪臭に係る重大な影響は生じないため、計画段階配慮事項を非選定とされていますが、想定外のことが発生することも考えられるため、悪臭を配慮項目として追加することを再検討してください。	悪臭の発生源については、受入れ時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。 なお、万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、周辺地域のみならず、従業員の安全確保の面からも、速やかに対応します。

甲賀市長意見	事業者の見解
農業	
・事業実施想定区域内に田畑は存在しませんが、調査区域内において水稻、野菜等の作物に影響が出た場合の対応策を示してください。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に に行い、性状が安定している廃棄物を法令に従 い適正に処分することにより、法令で定められ た基準を超えるような有害な水は発生しないと 考えております。合わせて、適切な情報公開を 図り、風評被害等が生じることのないよう努め てまいります。 また、水質等の調査については、方法書にお いて調査範囲や頻度について明記しました（P6- 39～6-41）。今後の準備書以降の手続きにおい て、これらの項目についての調査、予測・評価 を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実 施します。 なお、万一、実際に農作物に被害が発生し、 本処分場との因果関係が明らかとなった場合に は、環境法令の基本となる考え方である原因者 負担原則により弊社が補償をすることとなると 考えております。
・河川、ため池、地下水等の農業用水に悪影響のない計画としてください。	
・計画地周辺の河川、ため池、地下水への影響調査の範囲、頻度を示してください。農作物への影響調査の有無、また、影響が確認された場合の対応を示してください。	
その他	
・計画段階配慮事項の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事項が生じた場合は、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施してください。	計画段階配慮事項の選定については、地域特 性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、 または「構造物の配置」に係る複数案の中で望 ましい構造等を評価することを目的とし、複数 案による影響の大小の観点から選定しておりま す。 計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素 についても、環境への影響が想定される項目に ついては、方法書以降の手続きにおいて環境影 響評価の項目として選定するとともに、調査、 予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置 を検討・実施します。
・調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事項等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画してください。	方法書以降の手続きにおいて、調査、予測お よび評価を行うにあたっては、既存の文献、類 似事項等を参考にした上で、環境影響について 可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知 見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合 には、必要に応じ事後調査を検討します。 なお、環境影響評価における事後調査とは別 に、法令に準拠した浸透水および地下水の水質 検査も実施します。
・環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしてください。また、その検討の経緯についても明らかにしてください。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の 回避・低減を優先的に検討してまいります。環境 保全措置の検討経緯（理由等）については、環境 影響評価準備書において記載する予定です。

甲賀市長意見	事業者の見解
当該産業廃棄物処分場の整備計画を受け、地域住民からは住環境の汚染や悪化に加えて、大型運搬車両の生活道路利用に伴う交通量増加や交通安全面での不安がかなり大きくなっています。さらに、土山町以外の野洲川下流域住民からも水道水源への悪影響等への懸念が市役所にも数多く寄せられていますので、許認可に際しては地域住民の理解を得られる形で進められるよう強くお願いします。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の３種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。 許認可に際しては、地域住民の理解を得られるよう影響評価の制度を活用して、情報公開するとともに、説明会等の意見徴収を行いながら事業を進めて行きたいと考えております。なお、説明会の広報については、滋賀県や甲賀市のご協力を得ながら市民の皆様に可能な限り広く届くように努めてまいります。

甲賀市長意見	事業者の見解
・流出するとマイクロプラスチックとなりうる廃プラスチックやアスベスト含有物は除外し、より安定しているコンクリートがらや瓦だけを受け入れするなど市民の健康被害の影響が出ないように配慮してください。また、公共水域への PFAS 流出に対する心配の声が市民より寄せられていますので、定期的な PFAS 検査の実施を検討してください。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の 3 種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。 廃プラスチック類については、弊社のグループ会社の株式会社ジェネスでは、可能な限り固形燃料（RPF）化によるサーマルリサイクルに取り組んでおります。しかし、リサイクル品には需要と供給のバランスのミスマッチがあることや、品質の面からも、最終処分を行う廃棄物は一定の割合で発生するのが現状です。 廃プラスチック類を埋立処分することによって、マイクロプラスチックの発生源となる可能性はありますが、発生量は多くないと考えております。また、適正な最終処分場の整備は、廃プラスチック類の不法投棄を減らすことにつながり、環境中のマイクロプラスチックの発生量の低減にも貢献するものと考えております。 アスベストについては、飛散しやすく健康リスクが高いイメージがありますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され無害化処理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなど、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。そのため、環境や人体への影響が出ることはないと考えられます。さらに、石綿含有産業廃棄物の埋立の際には、袋等に封入したうえで、セル方式により 1 日毎に覆土を行うことで、飛散リスクを軽減します。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染については、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されると想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS 汚染の危険性は低減されることが考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。なお、下流河川で PFAS が高濃度検出された場合に、本施設との因果関係を把握することを目的とし、現況把握のための PFAS 調査を実施する予定としています（資料編参照）。

甲賀市長意見	事業者の見解
配慮書の記載について	
(伝統文化の状況) ・次の文言について修正をお願いします。 「無形文化財」→「無形民俗文化財」 「県選択無形文化財」→「県選択無形民俗文化財」	ご指摘を踏まえ、本方法書において修正いたしました（P3-63、3-68、3-171）。
(都市計画法等) ・法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容として、都市計画法第 29 条第 1 項および第 2 項の規定を明記し、許可を要する行為かどうかを記載してください。 ・「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の規定を明記し、対象となる行為かどうかを記載してください。	
(下水道の整備状況) ・農業集落排水処理施設は大沢地区と唐戸川地区の 2 か所となっていますが、調査区域には集落排水施設区域として岩室地区も含まれているため、下水道の整備状況としては、岩室地区農業集落家庭排水処理施設も表記してください。	岩室地区の集落排水施設区域は調査区域に分布していますが、排水処理施設（浄化施設）については、調査区域の外側に位置しております。そのため、語尾に「(岩室地区の排水処理施設は調査区域外に分布)」を追記しました（P3-90）。

5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の5第1項の規定に基づき一般の環境の保全の見地からの意見を求めたところ、環境の保全の見地からの意見書が16通提出された。計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要および事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

一般意見（概要）	事業者の見解
1. 事業の目的および内容	
(1) 目的・必要性	
① 全国には次世代の環境に配慮した、「クローズドシステム処分場」は平成20年1月時点で47施設あるとされる。中には、リサイクル施設や焼却施設を併設しているものもある。 近江バラスの計画している「安定型産業廃棄物最終処分場」は、「遮水工」といわれる埋立処分場内の汚水の処分場外地中への浸出を制御するための構造物を敷設しない素掘の穴であり、処分場からの浸透水に対する処理も法令上は不要な、前時代的な昭和の構造物である。 配慮書に示される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物に係る技術上の基準を定める省令」も、昭和52年の構造基準である。株式会社ジェネスの滋賀処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という）の設置許可は、ほぼ40年前である。 環境に配慮したシステムの近代的な処分場を、何故造ろうとしないのか。	産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型の大きく3種類がありますが、それぞれに処分可能な廃棄物の種類が異なります。 【安定型最終処分場】雨水などにさらされても性状が変化しない安定型の廃棄物の処理に限ることで、排水を処理する機構が不要で、最終処分にかかるコストが抑えられます。 【管理型最終処分場】燃え殻やばいじん、汚泥などの環境への汚染源となる廃棄物を処分できる一方で、排水が外部に漏出しないようにしたうえで、処理をして排出することが義務付けられており、最終処分に係るコストが高くなります。 【遮断型最終処分場】有害物質が基準を超えて含まれるなど、特に有害な廃棄物を永久保管することを目的とし、鉄筋コンクリート構造で、雨水・河川・地下水から完全遮断するもので、最終処分にかかるコストも膨大になります。施設規模が小さいため、発生量の多い建設副産物の処分には対応できません。 このように、発生する廃棄物の種類に合わせて適切な最終処分を行うことにより、社会全体の廃棄物処理を適切に処理するとともに、コストを抑えることも重要であると考えられます。 安定型最終処分場において、過去に違反や事故による環境汚染があったことはご指摘の通りです。しかし、そのような社会問題が発生するたびに法律や基準が見直され、処分可能な廃棄物の種類の制限や運用の変更がなされるものと認識しています。

一般意見（概要）	事業者の見解
② 配慮書に記載されている「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」に「(1) 県が関与した管理型最終処分場の新たな整備はおこなわない」とある。 「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」（令和 2 年 1 月 20 日滋賀県琵琶湖環境社会推進部）の 4 の (3) にも「民間事業者において管理型廃棄物最終処分場の整備が今後計画された場合は、その内容に応じて、県として情報提供・助言等の必要な支援を実施していく」とある。クリーンセンター滋賀（滋賀県環境事業公社）の第 45 回環境監視委員会（令和 4 年 3 月 14 日）においても、「民間事業者において管理型最終処分場が計画された場合は、必要に応じて情報提供・助言等の支援をしていく」とされている。そもそも、環境監視委員会に出席している専門家の方々は、今後、滋賀県に整備されるであろう産業廃棄物処理場は「管理型」であることが前提の話し合いが行われている。 令和 6 年の技術の進んだ現代において、前時代的で、安全が未だ不透明で、巨大な、「安定型産業廃棄物最終処分場」を、何故、滋賀県に作らなければならないのか。	産業廃棄物の最終処分場には、安定型、管理型、遮断型の大きく 3 種類がありますが、それぞれに処分可能な廃棄物の種類が異なります。発生する廃棄物の種類に合わせて適切な最終処分を行うことにより、社会全体の廃棄物処理に係るコストを抑えることも、重要であると考えられます。 安定型最終処分場は、環境負荷が小さく発生量が多い建設系産業廃棄物を適切に処分するために必要であり、社会的な需要があることから、その受け皿となるべく建設を計画しております。 なお、「クリーンセンター滋賀」に代わる最終処分の方向性については、同施設で採用されていた管理型施設の後釜を前提に議論されており、安定型については議論の対象外であると認識しています。そのため、県の方向性との不整合はないと考えられます。
③ 事業の目的として「クリーンセンター滋賀にかかわる施設が求められる状況」とあるが、県の見解とニュアンスが異なり誤解を与えかねない。	産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残余量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。また、最終処分場の建設には制約条件があり、発生量の多い地域と、最終処分可能な地域にミスマッチがあることから、俗に言う「廃棄物の地産地消」は困難な状況であり、最終処分場の所在地に一定の負担はどうしても生じてしまいます。 ご指摘の通り、「クリーンセンター滋賀」に代わる施設の必要性については、本事業の主目的ではありませんが、もちろん、地域の建設副産物の最終処分の受け皿としての位置づけも目的の一つと認識しています。また、クリーンセンター滋賀では、がれきや廃プラスチック類などの安定型廃棄物も一定割合ですが、処分されており、これらの廃棄物の次の受け皿としても一定の役割を担えるものと考えています。

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 株式会社ジェネス滋賀処分場は147万トンの巨大な規模の産廃処分場で、今回はその1.5倍の規模である。 収集運搬に立地の良い南土山で、安価で広範囲の受け入れを可能にする処分場は、リサイクル、リユースなど、それぞれの企業がSDGsに前向きに取り組んでいる企業努力を後退させるものではないか。	弊社のグループ会社の株式会社ジェネスでは、中間処理業者としての採算性等の面からも、可能な限りリサイクル・リユースに努めていますが、リサイクル品には需要と供給のバランスのミスマッチがあることや、品質の面からも、最終処分を行う廃棄物は一定の割合で発生するのが現状であり、この状況は取引先の中間処理業者も同様であると考えています。 弊社およびグループ企業では、今後とも最終処分量を減らすべく、リサイクルの推進に努めてまいります。
⑤ 株式会社ジェネスは、自らのホームページにおいて「ゼロエミッションサークル」というビジョンを掲げ、「建設物に利用されているのは、自然由来の資材がほとんどです。そうした資材をリサイクルせずに廃棄することは、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発する原因になりかねません。そこでジェネスでは、建設現場から排出された建設副産物（産業廃棄物）を再利用する独自のリサイクルシステムを構築。100%リサイクルを心掛け、地球への負荷軽減を実現します」としている。今回の滋賀県最大となる安定型産業廃棄物最終処分場計画は、この企業理念と大きくかけ離れていると言わざるを得ない。リサイクルせずに廃棄することで、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発する原因となろうとしているのではないか。コンクリートくずも廃プラも、リサイクルに取り組む事業者も増えている。埋立処分をすることで、自然破壊を進め、深刻な環境問題を誘発するのか、それとも、企業理念通りに100%リサイクルを追求するのが問われている。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑥ 自分達が出す廃棄物ならまだしも、関東圏を含む他の地域の廃棄物を土山に埋める必要性を全く感じない。この町の環境と甲賀市民にとって、産業廃棄物最終処分場が無いほうがよいので、この計画に反対である。	安定型最終処分場の確保は社会的な課題であり、その受け皿は必要であると考えています。周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。
⑦ クリーンセンター滋賀は「滋賀県のごみは滋賀県で」の基本的な考え方があった。北海道にある株式会社西武建設運輸環境部では、SDGsの12「つくる責任つかう責任」に基づいた「ゴミの地産地消」の考えを実践している。 近江バラス株式会社のグループ会社である株式会社ジェネスは、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、福井、神奈川、岐阜、愛知、長野、静岡の廃棄物を、株式会社エヌエスコポーレーションは、東京、横浜市、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、宮城、山梨、栃木、静岡、愛知、岐阜、滋賀の廃棄物を、受入れている。 首都圏を含む22都府県市の廃棄物を、何故、滋賀県が受け入れなくてはならないのか。	計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の3種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底します。また、環境影響評価の結果より、影響の回避・低減を図ることにより、周辺住民の皆様には迷惑をおかけしない様に努めてまいります。
⑧ 近隣住民の生活の質が著しく脅かされるおそれがあり、滋賀県外からも産業廃棄物を持ち込まれることを容認できない。	
⑨ 滋賀県外から産業廃棄物の持ち込みは問題である。	
⑩ 他府県の廃棄物を受け入れることは、お断りしたい。	
⑪ 受入れ廃棄物の、滋賀県と他府県との割合はどの程度か。受入れに当たって規定はあるのか。	ジェネス滋賀処分場の2023年の実績では、県内で発生した廃棄物の割合は10%程度であり、計画施設においても同程度となると想定しています。なお、受入れ対象地域については限定しませんが、ジェネス滋賀処分場と同様に選別等の中間処理を適正に実施する中間処理業者からの受入れを想定しています（現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。

一般意見（概要）	事業者の見解
(2) 事業実施想定区域の位置	
① 「甲賀市環境方針」の基本理念では、「琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域」であり、「また、古くから」「交通の要衝として人や物、文化の交流がなされてきた歴史と文化の息づくまちとして長い歴史を刻んで」きた地域で、「これらの豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し」、「自らの環境は自らが守り」、「次代に引継」がなければならないと記されている。特に土山地域は東海道の宿場町として保全され、散策に訪れる人も増えつつあるなかで、計画施設は余りにも至近距離にあり、風評被害は免れない。	「甲賀市環境方針」については、甲賀市の市政に対する環境方針と認識していますが、産業廃棄物の最終処分場も広域の環境問題の解決のために必要であると考えております。 「事業の位置」については、民間企業の営利活動の側面もあることから、事業の効率性や採算性を踏まえ、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する場所を選定しています。 計画施設の設置・運営にあたっては、関係法令を遵守し、地域全体の環境保全に十分配慮し、周辺住民の皆様の安心・安全の確保ができるよう取り組んでまいります。合わせて、適切な情報公開を行い、風評被害等が生じることのないよう努めてまいります。 また、本事業が周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、方法書に記載した手法により、適切な環境調査を実施し、その結果を基に予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。
② 市道南土山線沿いの水田や茶畑等が、現在遊休地となっており、近い将来に耕作放棄地となるおそれがあるが、これが土地の有効利用をするための住宅団地の開発に適した場所であると考えている。当該地は、計画地とは至近距離にあり、産廃施設が建設された場合、こうした開発も困難となることは必至である。	
③ この施設は迷惑施設であるものの、今日社会では一定限必要であるとする。しかし、計画地は生活圏に近接しており、可能なかぎり生活圏から離すべきと考える。	
④ 計画地は人里から近く、住民は 20 年以上の期間、産廃の町に暮らすことになる。人里から離れた山奥に建設計画を移動するか、規模を縮小すべきである。	
⑤ 現代の生活において産業廃棄物を今すぐ「0」にすることは難しいだろう。同様にその処分場が必要であることは理解できる。 しかしながら、建設予定地の選定に納得できる理由が見当たらない。将来、例えば想定外の自然災害等が原因であっても不利益を被るかもしれない理由を、子供や孫の世代に説明ができない。	
⑥ 計画地に降った雨水等が、琵琶湖に注ぐ野洲川の源流である清流・田村川へ直接流出される場所に施設を設置すること自体矛盾している。環境保全の影響の少ない人里離れた場所に建設すべきである。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。例えば、令和 3 年 4 月 1 日現在、日本全国に安定型最終処分場が 946 件ありますが、そのほとんどが適正に運営を行い、周辺の環境に悪影響を及ぼしていないとされています。 そのようなことから、最終処分場の立地について、水道水源地の上流への設置を規制するような法令はありませんが、本事業においては、周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、方法書に記載した手法により、適切な環境調査を実施し、その結果を基に予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

一般意見（概要）	事業者の見解
(3) 事業の規模	
① 令和6年8月に開催された説明会の資料で190万m³であった埋立容積が、230万m³に増えている。埋立容量が増えた理由を教えてください。 また、埋立容積が増加している一方で、搬入車両の計画台数（20台/日程度）や埋立期間（約20年）の計画が変更されていない理由を教えてください。 20tトレーラーの積載量を想定すると、30年程度かかる計算である。	令和6年8月に開催した説明会で用いた資料において、埋立容量に誤りがありました。正しくは、配慮書に示した230万m³が現計画の埋立容量となります。 埋立作業期間については、概略で示しており、搬入車両台数については、株式会社ジェネスが保有する滋賀県の最終処分場（以下、「ジェネス滋賀処分場」という。）の実績値を基に記載し、年間の埋立量も同じくジェネス滋賀処分場の実績値（約10万m³/年）に基づき算出しています。今後は事業計画の精度を高め、埋立年数についてもより詳細に検討していきます。 なお、ごみ量は市場動向により変動することから、埋立期間については計画期間より増減することが見込まれます。
(4) 受入廃棄物の種類	
① 令和6年8月に開催された説明会では、「中間処理した廃棄物のみを受け入れる」との説明であった一方で、「地域のゴミは直接受け入れ現場で分別する」との説明があったが、いずれ分別が曖昧になってくることを懸念する。	受入れは中間処理後の廃棄物が大部分ですが、石綿含有産業廃棄物など一部の廃棄物については、現場から直送されるものもあると想定しています。 周辺地域から受入れる廃棄物についても、埋立対象廃棄物の分別を求め、受入時の展開検査により不適正な廃棄物の混入が認められる場合には、許可品目以外の廃棄物の受入れ拒否等の対応を行います。
② 令和6年8月に開催された説明会では、「中間処理した廃棄物のみを受け入れる」との説明であった一方で、「地域のがれきなどは安価で受け入れる」との発言があったが、中間処理した廃棄物以外も受入れるということか。	
③ 取り扱う廃棄物の種類として、「石綿含有産業廃棄物を含む」とあるが、将来的にそこを掘り返したりすることで石綿が飛散したり、環境や人体へ影態が出る可能性はないのか。	最終処分場として埋立終了後は、必要な維持管理期間を経て、廃止の手続きを行います。廃止後は、廃棄物処理法に基づき、土地の形質の変更が制限される指定区域に指定され、当該指定区域において土地の形質変更を行う場合には、事前に届出が必要となります。また、本事業においては跡地の利活用の予定はなく、他事業者等への売却の予定もありません。そのため、跡地を掘り返すことは想定していません。 なお、「石綿」は、飛散しやすく健康リスクが高いイメージをお持ちと思いますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され無害化処理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなど、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。そのため、万一、掘り返されたとしても、環境や人体への影響が出ることはないと考えられます。

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 配慮書においては、放射線の量が計画段階配慮事項として選定されておらず、「選定しなかった項目およびその理由」において、「放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れない事から、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響は生じないと考えられる。」とされている。 令和6年8月に開催された説明会では、関連会社のエヌエスコポーレーション（横浜市）から、関東一円の産業廃棄物も受け入れると説明であった。2011年の福島第一原発事故では、関東地方の広範囲に放射能の汚染が認められている。関東地方の廃棄物には放射能汚染の懸念があり、検査もされない状況で土山に持ち込むべきではない。 ⑤ 令和6年8月に開催された説明会では、「放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れない」との説明でしたが、搬入された廃棄物が放射性汚染物ではないと、どう判断するのか。展開検査の際に、放射能の検査は可能か。 ⑥ 東北地方からの廃棄物も受入れる予定はあるのか。どの地域の廃棄物においても放射性物質の検査を実施する予定はあるか。	福島県の汚染廃棄物対策地域内のがれきは、国の直轄事業として処理されており、圏外に持ち出されることはありません。それ以外の地域の震災のがれきについては、一般廃棄物として各自治体（一部は、広域処理）によって処理されましたが、原発事故直後より、対策地域以外のがれきからは放射能が不検出または微量で危険性はないことが確認されており、広域処理に協力した自治体において、放射性物質による問題が生じた事はありません。 このことから、関東地方のがれきについて、放射性物質の影響はないと考えており、放射線の検査は予定していません。
(5) 展開検査	
① 安定型廃棄物を取扱うということで、安心をアピールすることは大事ではあるが、水環境への影響の観点では管理型の処分場には及ばないと考えられる。有害汚染物質が混入されてからでは遅いので、受入時の検査を徹底されたい。 ② 配慮書の埋立計画において、「目視等による受入検査」とあるが、有害物質が混入しているかどうかは目視では判断できないではないか。極微小の有害物質の付着であっても、20年間継続されれば相当な量になるが、それも含めて検査できるのか。	株式会社ジェネスでは、選別等の中間処理が適正に行われた廃棄物の搬入を基本としています。また、その他の取引業者についても、普段より選別等の中間処理を適正に行う業者から受入れており、許可品目以外の廃棄物を埋立てることはありません。また、受入時の展開検査により不適正な廃棄物の混入が認められる場合には、受入れ拒否等の対応を行います。 計画施設においても、同様の受入れ体制や展開検査を継続・徹底してまいります。 受入時の展開検査により、廃棄物への不純物の付着が認められる場合には、受入れ拒否等の対応を行うことで、有害物質の混入を防ぎます。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に行之、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、ご懸念の様な汚染源にはならないと考えております。 極微量の有害物質が蓄積することも否定できませんが、水質のモニタリングにより状況を把握してまいります。万一、地下水等も含め水質検査において、基準の超過があった場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。

一般意見（概要）	事業者の見解
(6) 水処理・水質検査	
① 水質などの検査は、第三者機関と県が厳しく管理する必要があると考えるが、検査の監視体制はどのような計画となっているのか。	水質検査については、自社で対応することではなく、専門の検査機関（環境計量士が在籍する計量証明事業者）に委託して行います。検査の結果、基準の超過が確認された場合には、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告が義務付けられています。 また、滋賀県による立入検査等にも協力してまいります。
② 水質検査について、以下の通り対応すべきである。 ・改竄、隠蔽を防止するため、第三者組織が行う。 ・第三者機関が行い、結果を県、市、自治振興会に報告する。 ・地下水の水質検査回数について、3ヶ月に1回とする。	水質検査については、自社で対応することではなく、専門の検査機関（環境計量士が在籍する計量証明事業者）に委託して行います。調査結果については、法令に則った公表を行うほか、県・市・自治振興会への報告（情報公開）についても、協議いたします。 なお、地下水の水質検査については、法令に定められた回数（年に1回）とする予定です。
③ 次郎九郎川には、すでに「クリーンセンター滋賀（令和5年運用終了）」と「甲賀埋立処分場（平成10年運用終了）」の二つの産業廃棄物処分場の排水を流している。水質汚染が確認された場合、御社の排水からの汚染なのか、過去の産廃からの汚染なのか、由来が不明確になるとことが懸念される。 水質の検査基準を厳しくし、検査回数や検査場所を増やすなど、より厳しいものに設定すべきである。	水質の検査については、計画施設の影響を把握できる様、埋立廃棄物の浸透水を対象としており、上流側の2施設の影響は分離することが可能です。 また、クリーンセンター滋賀については、廃止前の維持管理期間中であり、次郎九郎川の水質の定期調査結果が公表されていることから、その結果についても参考にいたします。 なお、水質検査回数や場所、基準については、法令に定められた通りとする予定です。
④ 計画予定地の近くを流れる次郎九郎川上流には、すでに2ヶ所の元最終処分場がある。3ヶ所分の最終処分場に降った雨水が、次郎九郎川に注ぐことになるため、水質測定の基準を厳しくしてほしい。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑤ 全国的に PFAS（有機フッ素化合物）の健康被害の報告がでているほか、滋賀県でも大津市の産廃処分場からの影響で PFAS 値が高いことが分かっている。水質測定の際には、頻回に PFAS の検査をしてほしい。	PFAS（有機フッ素化合物）については、世界各地で汚染が確認され、2010 年に輸入や国内での製造などが原則禁止となりました。その後、国内の汚染状況が少しずつ解明されつつあり、それを受けて、2020 年には水道水や地下水の暫定目標値が定められました。このように、国内ではその危険性や汚染源の把握のため調査が始まったばかりであり、国としての対策方針が定まっていない状況であると認識しています。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染についても、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されると想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS 汚染の危険性は低減されると考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。なお、下流河川で PFAS が高濃度検出された場合に、本施設との因果関係を把握することを目的とし、現況把握のための PFAS 調査を実施する予定としています（資料編参照）。
⑥ PFAS（有機フッ素化合物）について、最近大きな問題としてとりあげられているおり、市民の関心も高い。 水質検査で、PFAS の検査を実施する計画はあるのか。	
⑦ 水質のモニタリングに関して、以下について回答いただきたい。 ・水質検査の結果、検査基準を上回った場合には、すぐに発表するか。 ・その上で、基準を下回るまで操業を停止するのか。 ・異常が発生した場合、県の立ち入り検査や指導はあるのか。	浸透水および地下水の水質検査の結果、基準の超過が確認された場合には、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告が義務付けられています。 滋賀県においては、事故の情報を知り得た場合には、速やかに現地への立ち入り検査や関係機関からの情報収集が開始されるものと理解しております。なお、法令では、設置者には「結果が得られた月の翌月末までに公表し、その後 3 年間公表」することが義務付けられていますが、計画施設では県への報告と同時に公表いたします。

一般意見（概要）	事業者の見解
⑧ 配慮書においては、水質や地下水が計画段階配慮事項として選定されておらず、「選定しなかった項目およびその理由」において、「国の基準を遵守する」とされている。遵守する法律としては、「安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水による周縁の地下水水質検査基準（昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号）」があるが、当該基準には「ふっ素及びその化合物」の項目がない。単に「この前時代的な法律を守ります」、と言っているに過ぎない。廃プラスチック類や建築廃材などの廃棄物についても、未知の懸念があり、次世代の健康を脅かすことになり得る。 施設からの排水の放出先である次郎九郎川は野洲川の支流であり、野洲川の水は甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市を通り、琵琶湖に流入する。また、甲賀市、守山市、野洲市では、水道水源として野洲川（表流水および地下水）の水を取水している。 発がん性などの健康被害が問題になっている PFAS（有機フッ素化合物）は、50ng/L の暫定目標値が設定されている。野洲川下流域の守山市では、守山市播磨田において 30ng/L、守山川において 30ng/L と、高い数値の PFAS が検出されている。 次郎九郎川流域には、「クリーンセンター滋賀」に隣接して、「甲賀埋立処分場（平成 10 年運用終了）」がある。甲賀埋立処分場の過去の水質検査結果では、検出下限値を越えるフッ素が検出されており、次郎九郎川は既に汚染されている状況であり、守山で検出された PFAS の値に荷担していると考えられる。 大津市和邇川における PFAS の検査結果は 27ng/L と高く、流域には多数の産廃処理場や建設残土捨て場が存在し、これらが汚染源と考えられている。和邇川の現実があるにも係わらず、「法規制より高い水質基準を自ら設定し、遵守して、安全な処分場を建設しよう」という意志が感じられない。法令による規制がなければ、ジェネズ滋賀処分場（昭和 60 年稼動）と同じ水処理・管理しかできないのか。	過去において、最終処分場に係る地域紛争等により新たな懸念が判明した場合などには、環境省が設置する諮問機関等により新たな基準や運用が協議されており、地下水水質検査基準等を定めた「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」についても、随時改正されてきました（最終改正は令和 2 年）。今後も新たな懸念が確認された場合には、基準や運用が改正されるものと考えられ、国や県の規制に対する動向を注視していきます。 廃棄物最終処分場からの PFAS 汚染については、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和 5 年度より「廃棄物最終処分場からの PFOS 等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されることが想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備により PFAS の危険性は低減されると考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。 河川における PFAS（PFOS および PFOA）の検査は、国交省と滋賀県が共同で実施されており、野洲川下流（野洲市初鳥大橋）では 19ng/L (H21～23)、8～11ng/L (R3)、3ng/L (R4)、野洲川上流（湖南市横田橋）では 12～15ng/L (H21～23)、4～6ng/L (R3)、3ng/L (R4) と推移しており、国の定める暫定基準を下回っているほか、製造や使用の制限によるとみられる低下傾向が確認されています。ご指摘の守山市播磨田や守山川の調査結果は、水道水の検査結果ですが、野洲川における測定結果からも因果関係は不明であるほか、新聞報道等では別の発生源の可能性も言及されています。水質の検査項目である「ふっ素及びその化合物」の主な構成要素は、PFAS ではなく無機フッ素化合物であると考えられ、自然界にも多く存在するものです。そのため、「ふっ素及びその化合物」の値が高い場合でも、有害な PFAS が高濃度で含まれるとは限りません。大津市和邇川では、県内の他河川に比べ PFAS の濃度が高く、流域に多数の産廃処理施設や残土捨て場があることはご指摘の通りですが、国の定めた暫定基準を下回っており、具体的な発生源についても特定されていません。 なお、施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、ご懸念の様な汚染源にはならないと考えております。万一、水質検査において基準の超過が確認された場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑨ 産業廃棄物が埋め立てられた後 20 年～30 年経過し、土壌に有害物質が漏れ出し、野洲川の清水が汚染される様な事が絶対おこらないと言えるのか。日本中で多くのそのような問題が発生している事実もある。 県内の産業廃棄物だけならまだしも、県外からも多くの産業廃棄物が搬入されるとのことであるが、その様な大規模な処分場だからこそ、水質汚染や環境への影響を最大限考慮してほしい。水質の汚染は、琵琶湖や京都・大阪へも影響を及ぼす問題である。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑩ 安定型の処分場でも、各地で有害物質が確認され、川が汚染されている事例もあると認識しているが、対応についてどのように考えているのか。	選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準の超過を確認した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑪ 防災調整池と浸透水に関して、以下について回答されたい。 ・ 防災調整池における浸透水の処理方法の詳細 ・ 防災調整池における汚泥処理方法の詳細	安定型最終処分場の構造上、防災調整池では浸透水の処理は行いません。 しかし、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準の超過を確認した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。 なお、防災調整池に堆積した土砂等については、定期的に浚渫し、埋立区画への埋め戻し等、適切に処理いたします。
(7) 防災・災害対策	
① 豪雨時に覆土が雨ざらしであれば、浸透水と雨水が混ざってそのまま土壌に流れる危険があると考えられるが、計画施設では、豪雨時でも覆土は雨晒しの状態であるのか。	安定型最終処分場の構造上、雨水の進入は防げません。 しかし、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実に、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。万一、水質検査において基準を超過した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
② 南海トラフ地震、超大型台風、線状降水帯等により崩壊するおそれはないと明言できるか。もし災害が生じたとき、貴社が全責任を持つのか。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことで、災害時にも盛土の崩壊等は生じないものと考えております。関係する法令の準拠はもちろんのこと、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県とも協議しながら、豪雨や地震等の想定外の自然災害にも対応できる施設整備を進めていきたいと考えております。
③ 計画地は、南海トラフ東南海地震において震度5～6の地震が懸念される地域である。また、計画地より10キロ圏内の土山町黒川地区では、昭和19年の東南海地震の時に「大きなモグラがとおったように地面が隆起した」との言がある。加えて、計画地は次郎九郎川に隣接している。地震災害に関して、以下について回答されたい。 ・ 計画施設における土砂崩れの想定 ・ 計画施設における山津波の想定	

一般意見（概要）	事業者の見解
④ 傾斜地に建設される計画であり、熱海市伊豆山地区で起こった盛土の土砂災害のような災害が懸念される。	熱海市の盛土崩落事故は、設計基準等を無視して不適切（排水施設や土留めの堰堤がないなど）に設置した盛土が崩れたものと認識しています。計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことから、盛土の崩壊等は生じないと考えております。
⑤ 整備される防災調整池は、伐採や伐根による土砂崩れ等の災害を防ぐこともできるのか。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行い、地盤が崩れない安定勾配となるよう施工いたします。 万一、埋立地およびその集水域で土砂崩れが発生した場合には、防災調整池ではなく、土堰堤により下流への流出を一定程度防ぐ構造となっています。
(8) 関係車両の走行ルート	
① 大澤地区を通り、廃棄物を搬入する計画であるが、搬入経路は曲がりくねった急な坂道である。大澤地区を通過する区間は歩道がなく、大型トレーラーが通る様な道ではない。特に最近では、岩室地区からの道が開通し、通勤道として交通量が増しており、交通事故が起こる可能性が高まっている。	関係車両の通行ルートとして想定している一般県道岩室北土山線については、令和3年の岩室工区の開通以降、交通量の増加が見込まれますが、交通容量や制限速度に対して十分な道幅等の道路規格を確保されていると考えております。岩室工区の開通後の交通量については把握しておりませんが、今後の現地調査において交通量についても把握します。
② 計画では、搬入時間が平日の午前8時から午後5時、搬入台数が1日20台程度としている。つまり、産業廃棄物を積載した大型トラックが1時間あたり4往復程度することになる（20台×往復/9時間）。しかも、その搬入ルートは新名神自動車道の甲賀土山ICから県道539号線（岩室土山線）を通るものである。その途上の大澤集落の生活道路に、平日の日中ひっきりなしに産業廃棄物を積載した大型トラックが行き来することになり、大澤集落に破壊的影響を与えることは想像に難くない。	本事業における廃棄物運搬車両は20台/日（往復40台/日）程度を想定していますが、現在の交通量に比べて大きな割合とはならないと考えており、ご心配のような状況にはならないと考えております。 進入口を想定している箇所は、ご指摘の通りカーブが連続する箇所に近い急坂ではありますが、進入口の設置に当たっては、安全確保に十分に留意したカーブからの離隔や接続部の構造について、道路管理者や警察と協議しながら検討します。
③ 大澤集落の県道には、歩道のない区間もあり、交通事故の可能性はある。歩道などを建設すべきである。	なお、大澤地区の歩道未整備区間については、歩道の整備は道路管理者の役割と認識しており、弊社としては歩道の設置は検討していませんが、搬入事業者への指導や巡回点検など運用面での対応を実施いたします（P2-20 参照）。
(9) 環境保全対策	
① 「1日当たりの埋立産業廃棄物に覆土締固め等」、「即日覆土」とあるが、作業中の飛散についての対策（風速〇m/s以上は作業をしない等）は講じるのか。	風速等による作業中断等の規定については、現時点では考えておりませんが、施設には散水車を配置し、強風時には散水しながら締固めを行うなどにより、廃棄物や覆土の飛散を防ぐ予定です。

一般意見（概要）	事業者の見解
② 嫌気性埋立方式による、硫化水素（有毒ガス）、メタン、CO₂（温室効果ガス）の発生に関連して、以下について回答されたい。 ・ジェネス滋賀処分場における、ガス対策の実施状況 ・近江バラスが計画する処分場における、ガス対策 ・計画地の近隣には、老人ホーム・こども園があるが、お年寄りと子供たちに対する健康被害の懸念は無いのか	廃棄物最終処分場において、廃棄物に有機物と硫酸塩が含まれる場合、嫌気的な条件下で硫酸塩還元菌の働きにより硫化水素が発生することが知られています。この反応に必要な硫酸塩については焼却灰や石膏ボードが、有機物については木くずや紙くずが、主要な要因であると考えられますが、安定型最終処分場では焼却灰や木くず・紙くずは埋立を行いません。また、石膏ボードについては、過去の硫化水素発生事故を踏まえて、平成 18 年に安定型最終処分場での処分が禁止されました。このことから、現在では安定型最終処分場における硫化水素の発生事故の発生は考えにくい状況です。 メタンガスや CO₂ についても同様に、性状が変化する有機物を受け入れないことから、万一、発生したとしても周辺環境に影響を与える事故は考えにくく、ジェネス滋賀処分場においても、これらのガスの発生が問題になったことはありません。また、ジェネス滋賀処分場では、埋立地内に、ガス抜きと浸透水集排水のメンテナンスのための立坑を設置しています。計画施設においても同様の構造を検討しています。
③ 異臭が発生した場合、すぐに対応するか。	悪臭の発生源については、受入れ時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入れ時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。 なお、万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、周辺地域のみならず、従業員の安全確保の面からも、速やかに対応します。
④ 計画施設と同様に山林の谷間を利用した広島県呉市の安定型産業廃棄物処分場において、平成 2 年に鎮火に 78 日もかかった火災が発生している。呉市消防局によると「火災の火源が地表面から深かった」ために早期鎮火が困難であったとされる。 計画施設における、火災対策について説明されたい。	ご指摘の呉市の安定型最終処分場の火災事故については、木くずなどの受入れ対象外の廃棄物が埋立てられていたことや、日常的に埋立地の上でごみの焼却が行われていたなどの状況がわかっており、同業者としてもあり得ない運用がされていた悪質な事例であると考えています。 計画施設でも、廃プラスチック類など一部の可燃物を取扱うことから、火災の可能性はゼロではありませんが、火気の取扱い禁止の徹底や、覆土と締固めを徹底するなど、火災の防止に努めます。なお、万一、火災が発生した場合においても、散水車による散水や覆土による酸素の遮断など、火災の初期対応が可能な体制を常時整える予定です。

一般意見（概要）	事業者の見解
⑤ 産業廃棄物最終処分場は必要な施設でもあるので全く反対という訳ではないが、最大限環境に配慮いただきたい。 毎年多くの方が旧東海道を歩いておられ、山の稜線もビューポイントである。また近くの瀧樹神社のユキワリイチゲは周辺の静逸な雰囲気が花を際立たせている。 生物多様性の取り組みへの協力、また交通量をできる限り抑えるため高速利用への誘導などができる限りお願いしたい。 くれぐれも今の自然を子孫にひきつげるようお願いしたい。	計画施設の設置・運営にあたっては、関係法令を遵守し、地域全体の環境保全に十分配慮し、周辺住民の皆様の安心・安全の確保ができるよう取り組んでまいります。また、緑化等により周辺景観への違和感の低減を図ること、生物多様性に配慮し希少な動植物の保全に努めること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業による騒音・振動への配慮等を徹底し、事業地周辺の雰囲気の保全に努めます。
(10) 法規制	
① 「滋賀県水源森林地域保全条例」に関連して、以下について回答されたい。 ・事業実施想定区域は、条例の対象地域に該当するか。 ・対象事業実施区域の樹林地の地目は何か。 ・同条例では、対象地域の土地売買契約等に係る所有権等の移転または設定後における土地利用目的を届出の必要があるが、届出上の利用目的は何か。	計画地は、「滋賀県水源森林地域保全条例」の対象地域に該当しており、同条例の規定に従い届出をしています。 計画地の樹林地の地目は、「山林」、「畑」、「原野」です。 同条例における、届出上の利用目的は、「安定型最終処分場」としています。
(11) その他	
① 埋め立て終了後の対応として、「植樹等の緑化」とあるが、植樹後の間伐等の手入れまで実施するのか。	埋立完了後の植樹については、木材としての利活用を目的としていないことから、現時点では間伐等の手入れは予定していません。万一、周辺地域にご迷惑をおかけする要因となるようなことがあれば、伐採などの必要な対処を致します。
② 土山地域では、サルやシカなどの獣害がある。山を削ることで、獣害がさらにひどくなることが懸念される。獣害防止対策は行うのか。	近年のシカやイノシシ、サルなどの食害や住宅地への出没の増加については、狩猟圧の低下、里山管理の担い手減少、積雪の減少による幼獣の死亡率低下などが影響しているとされ、今後同様の傾向は続いていくと考えられます。 事業に伴う樹林の減少による生息場所の減少により、長期的には野生動物の個体数が減少する可能性も考えられ、被害を拡大させることは考えにくいと思われます。

一般意見（概要）	事業者の見解
2. 事業実施想定区域およびその周囲の概況	
① 配慮書の地域概況において、「配慮が特に必要な施設」として、学校等があることは記載されているが、具体的に何に配慮して、どのような行動になるのか。 計画地近くの田村川では、子供達が行事で利用したり、普段から川遊び等をしている。また、地域医療の重要な担い手である診療所や薬局も図示された範囲に存在している。これらについての配慮はどうされるのか。	騒音規制法および振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設として、学校、保育所、病院、図書館等から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されています。このため、騒音や振動に関する現地調査計画や環境保全目標値の設定に当たっては、このような配慮施設の位置関係を適切に把握する必要があることから、地域概況調査において把握しました。 診療所や薬局については、特別な環境保全目標値の設定は想定していませんが、周辺の住宅地等も含めた生活環境の保全に努めてまいります。 田村川については、本方法書において、住民等のご意見を参考に、「人と自然との触れ合いの活動の場」として選定いたしました（P6-58～6-60）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
② 環境配慮書の「表 3.56 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況」において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の項目の事業実施想定区域が「×（当該地域において基準等がもうけられていない）」となっている。 産廃処分場なのに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関係がないとされている理由について、説明を求める。	ご指摘の表については、法令に基づく規制区域の有無を示しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」については同法で規定する「地下に廃棄物がある土地」の有無を示しています。その結果については、P3-107（図 3.38）に示すとおりであり、事業実施想定区域には分布していません。 なお、計画施設については、もちろん「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠する必要があり、当法律に関連する法令の規制を受ける旨は P3-129（表 3.59）に示しています。

一般意見（概要）	事業者の見解
3. 計画段階配慮事項の選定	
(1) 複数案の設定	
① 「位置等に関する複数案の設定」において、「複数案は設定しなかった」という文言が続いている。計画地は近畿の水がめである琵琶湖への流入量が最も多い野洲川の最上流に相当する川の近くでもある。民家や茶畑等が近いことも含め、この場所が最適であるということに関して納得できる理由を誰にでも理解できる言葉で説明いただきたい。	「事業の位置」については、民間企業の営利活動の側面もあることから、事業の効率性や採算性を踏まえ、廃棄物の最終処分場の設置に適した地形と面積を有する場所を選定しています。 施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。なお、最終処分場は基本的に谷地形を利用する構造となることから、立地については丘陵地から山間部に限定され、全国的にも多くの事例において水道水源より上流に位置しますが、水道水への影響が明らかな事例はほとんどないものと考えています。
② 「滋賀県環境影響評価技術指針」において、「位置に関する複数案」を設定するものとされているにもかかわらず、設定していないことは問題である。特に「区域の位置」についての複数案を設定しないことについて「代替性がない」としているが、その根拠が一切示されていない。 計画地は次郎九郎川の流域にあたるが、上流にはすでに2つの管理型産業廃棄物最終処分場（運用終了）があり、さらにもう一つの産業廃棄物処理場を設けることには、環境負荷と土砂災害の危険性の2点から適切ではない。	計画施設においては、各種設計基準を満足する設計を行うことで、災害時にも盛土の崩壊等は生じないものと考えております。 周辺住民の皆様にご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。
③ 「滋賀県環境影響評価技術指針」において、「事業の規模」（埋立容量）に関する複数案を設定するものとされているにもかかわらず、『「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」としての位置付けのもと、施工性・安全性・経済性等の制約の中で最大限の埋立容量を確保することが望ましいため、事業規模に係る複数案には含めないこととした」としている。また、「本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）」を設定するものとされているにもかかわらず、「県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保という目的を鑑み、複数案には含めないこととした」としている。 これらの説明は、令和6年8月に開催された説明会での事業者側が明言した、「京都市および横浜市にある関連会社の中間処理施設から持ち込まれる産業廃棄物も受け入れる」とことと整合的ではない。「地域の建設系産業廃棄物の受け皿」と位置付け「県内で発生した埋立処分が必要な建設副産物等の最終処分場の確保」を目的とし、滋賀県内の産業廃棄物だけを受け入れるのであれば、これほどの規模は必要なく、株式会社ジェネスが運営する安定型産業廃棄物最終処分場の処理能力で十分である。	産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残余量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。株式会社ジェネスが保有する既存の最終処分場についても残余量が減少しており、代替施設が必要となっております。また、最終処分場の建設には制約条件があり、発生量の多い地域と、最終処分可能な地域にミスマッチがあることから、俗に言う「廃棄物の地産地消」は困難な状況であり、最終処分場の所在地に一定の負担はどうしても生じてしまいます。 ゼロオプションについては、「滋賀県環境影響評価技術指針」においては、「当該配慮対象事業に代わる事業を実施する場合その他当該配慮対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。」とされていますが、安定型最終処分場に代わり得る代替事業等は想定されません。 周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めて行きたいと考えております。

一般意見（概要）	事業者の見解
(2) 計画段階配慮事項の選定	
① 配慮書全体として、「配慮しない」ことが多すぎる。最悪の事態を想定した配慮書とすべきである。	ご意見は、「計画段階配慮事項の選定」についてのことと推測します。計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。 計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、今後の方法書以降の手続きにおいて環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。 なお、工事中および供用後の環境配慮の概要については、配慮書 P2-9～2-10（「2.2.5 (1) 環境配慮の方針」および「(2) 主な維持管理と頻度（予定）」）に示しております。
② 配慮書の計画段階配慮事項として非選定とされた理由として、各項目に（変化はあっても）「重大な影響は生じない」、「汚染は想定されない」というような文言が多くみられるが、「重大」とはどのようなものを指しているのか。単純に「不快である」とか、「異臭がする」、「少し咳は出るが我慢できるし原因は特定できない」というようなことは起こりうるし、そのような場合には対応してもらえないのではないかと不安がある。	計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、本方法書において環境への影響が想定される環境影響評価項目について再検討し、選定項目についての調査・予測・評価手法を記載しました。環境影響の評価においては、人の健康を保護、生活環境の保全、自然環境の適正な保全を図ることを目的とし、環境要素に関する基準または目標が示されている場合は、当該基準等を環境保全目標値として設定します。予測の結果、環境保全目標を達成できないと想定される場合には、必要に応じて、環境保全措置を検討・実施します。 また、日常の運営についての改善点についてご意見いただければ、できる限り配慮してまいります。 なお、悪臭の発生源については、受入時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。

一般意見（概要）	事業者の見解
③ 配慮書の計画段階配慮事項として「大気質」が非選定とされており、理由として「500m 以上離れていることから…重大な影響は生じないと考えられる」とある。「500m 以上離れていれば大丈夫」とする根拠を示されたい。	重機の稼働に伴って発生する大気質、騒音、振動の影響範囲については、環境影響評価に係る技術的マニュアルの 1 つである「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修）において、「環境影響を受ける範囲は、原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には 50～150m）や、生物の影響範囲が標準的に含まれる。」との趣旨が記載されています。 配慮書においては、この距離と比較しても、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は十分離れた距離にあることを示すために、集落までの概ねの距離（500m）を記載しつつ、重大な影響の有無を判断しました。
④ 大気質、騒音および振動について、計画段階配慮事項として非選定とされているが、大澤集落の大気質、騒音および振動について、配慮事項に入れてほしい。 「尾根を隔てている」や「建設地から 500m 以上離れている」ことを理由に挙げられているが、これは事業者都合の解釈であり、実際に住む人の感覚では異様な近さである。	また、大澤集落についても、埋立区域からは上記の目安距離の（200m）よりも離れていることに加え、排ガスや騒音の影響は集落を隔てる尾根による遮蔽効果が少なからず期待できることを考慮して判断しました。 なお、住民等のご意見・ご懸念も踏まえ、本方法書において重機の稼働に伴って発生する排ガスおよび粉じん、騒音、振動を環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑤ 大澤集落は建設時から毎日大型ダンプが道路を行き来するため、騒音・振動は大いにあり、配慮不十分である。	本事業における廃棄物運搬車両は 20 台/日（往復 40 台/日）程度を想定していますが、配慮書 P.3-81～82 に示す事業地近傍での交通量の調査結果（昼間 7 時～19 時：大型車台数）では、国道 1 号の地点は 2,533～2,861 台、一般県道（岩室北土山線等）は 13～212 台となっており、さらに令和 3 年に開通した岩室工区の整備に伴う交通量の増加も見込まれます。これらと照らして相当程度多くの台数ではないとの観点で、車両台数は限定的と表現していました。
⑥ 騒音や振動、排気ガス等に関して「車両台数は限定的であるため重大な影響は生じない」と記載されているが、一日に 40 回（20 台程度が往復）以上の大型車両が家の前を走ることが、限定的な影響と判断される根拠を示してほしい。	なお、配慮書においては評価対象項目（計画段階配慮事項）として選定していませんでしたが、住民等の意見・懸念も踏まえ、本方法書において廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質（排ガス）、騒音、振動を環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑦ 大澤集落では、長期間にわたり工事車両や運搬車両の走行が想定される。「台数が限定的」とされているが、状況によって変わるはずである。	

一般意見（概要）	事業者の見解
⑧ 性状の安定した建設副産物のみの搬入を想定されていますが、想定外のことがおきる可能性を考慮して、悪臭に関しても配慮事項に入れてほしい。 実際に、安定型産業廃棄物最終処分場における異臭騒ぎは多く起きており、同様の事案が起こった場合の対応について考慮してほしい。	悪臭の発生源については、受入時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。同様・類似の処分場であるジェネス滋賀処分場においても、悪臭についての苦情はありません。 なお、硫化水素ガス等の有毒ガスについては、別の意見への見解にも示しておりますとおり、安定型最終処分場の規定や計画施設の構造からも問題になることはないと考えております。万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、法令に従い、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。
⑨ 「事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない」と記載されてるが、現場から直下の田村川の河辺は、小学校や学童保育でも環境教育の場として利用されている「人と自然との触れ合いの活動の場」である。 田村川や周辺環境の汚染を懸念している。	配慮書の地域概況において、一般に入手可能な文献資料を対象とした調査では、田村川は主要な人と自然との触れ合いの活動の場として抽出できず、計画段階配慮事項として選定しませんでした。 なお、住民等のご意見・ご懸念も考慮の上、本方法書において、人と自然との触れ合いの活動の場として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
⑩ 「事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない」と記載されてるが、現場から直下の田村川の河辺は、小学校や学童保育でも環境教育の場として利用されている「人と自然との触れ合いの活動の場」である。 巨大なゴミの山の麓では子どもたちを安全に遊ばすことができない。甲賀市から貴重な「遊び場」、「学びの場」をうばわないでほしい。水質の検査など、環境に関して十分に配慮する必要がある。	

一般意見（概要）	事業者の見解
4. 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果	
① 動植物について、レッドデータブックを用いて重要な種を抽出されているが、工事中の振動や騒音によって動物が移動したり、日照の変化によって植物が生育できなくなることなどについても、検討してほしい。これらについて今後も調査をしてほしい（月1回の定点調査など）。	住民等のご意見も踏まえ、動植物に係る具体的な調査、予測・評価の手法について、本方法書において記載しました（P6-43～6-54）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
② 南土山地先の町並みは、裏へ出れば計画地が目と鼻の先にあり、景観が阻害されるのは確実である。 旧東海道と計画地の最終標高差が50～60mになり、甚だしく景観が阻害される。	配慮書作成段階において、計画施設からの可視領域（地形を考慮した視認範囲）を解析し、南土山地域は可視領域に含まれる可能性が予測されました。ただし、この解析では地形は考慮されているものの建物や樹木については考慮されていないことから、可視領域に含まれている場合でも実際には視認できない可能性があります。そのため、現地踏査により地域住民の目線で景観に大きな変化が生じる可能性がある地点を探索しましたが、市街地においては家屋が密集していること、家屋密集地から離れた見通しの良い場所においては田村川の河畔林や計画地と市街地の間にある尾根により視界が遮られることより、景観の影響が大きくなる場所はないと考えられました。 住民等のご意見・ご懸念も考慮の上、本方法書では、景観を環境影響評価項目として選定しており、今後はより広域な視点から調査、予測・評価を行い、環境への影響を低減できる様に努めてまいります。
5. その他	
(1) 環境配慮への取り組み	
① 甲賀市では、「みなくち子どもの森」が自然共生サイトに認定された。企業と市がお互いに理解して、共に自然を守るしくみを継続していただきたい。	計画事業の山林を開発する事業特性上、自然共生サイトの様な「生物の多様性の増進」活動は難しいところではありますが、事業の実施に当たっては重要な種の保全を図ることにより自然環境への影響を低減することや最終処分場の廃止後には植樹により元の自然に近づける予定としています。 今後の施設整備にあたっては、行政とも協議しながら、事業を進めて行きたいと考えております。
(2) 情報公開・周知	
① 水質検査結果について、詳細な数字で公開してほしい。（ジェネズ滋賀処分場では、基準を達成した項目に「○」が記されているが、数値は記載されていない）	ジェネズ滋賀処分場においては、周辺住民の皆様への説明の際には具体的な測定値の公表も行っております。 計画施設においても、同様に水質検査の具体的な数値についても、情報公開してまいります。
② 配慮書の認知度が低いと感じられるので、意見提出期間後も、ホームページで配慮書を閲覧できるようにしてほしい。	環境影響評価に係る図書の縦覧等の情報公開については、滋賀県環境影響評価条例の規定に基づき適正に、実施してまいります。

一般意見（概要）		事業者の見解
(3) 説明会等		
①	事実上の事業主体である株式会社ジェネスは、近江バラスを買収し、用地を取得した後に、極めて限られた告知により土山町住民への説明会を開催したが、この進め方に問題がある。長らく地元貢献してきた企業をいわば「踏み台」「隠れ蓑」にすること自体が、本事業に、不信感・疑念を抱かせるものとなっている。また、用地取得を済ませることで、すでに計画が進行し、後戻りできないと印象付けるのも問題である。今後は広く周知した上で、地元と下流域の住民への説明会をゼロベースで行うべきである。	弊社としては、要望を受けて地域への説明会の開催やジェネス滋賀処分場の見学会を開催するなど、情報公開に当たっては必要な手順を踏んでいるものと考えています。また、周辺住民の皆様への説明会の場においては、グループ会社である株式会社ジェネスが前面に出て説明しており、ご指摘の様な「踏み台」「隠れ蓑」には当たらないものと考えております。 今後も滋賀県環境影響評価条例の規定に基づき、適正な情報公開に努めてまいります。
②	住民と顔を合わせて話をする機会を増やして住民との関係を構築すべきである。	環境影響評価の制度を活用して、情報公開するとともに、説明会等の意見徴収を行いながら事業を進めて行きたいと考えております。 説明会の広報については、滋賀県や甲賀市のご協力を得ながら市民の皆様に必要な限り広く届くように努めてまいります。
③	令和 6 年 8 月の説明会では対象が限られていたことから、甲賀市全住民向けの説明会の開催を強く要望する。	
④	土山町では説明会が開催されたが、野洲川流域の市町でも説明会を開催してほしい。	
⑤	説明会を、様々な箇所で開催し、甲賀市に住む全員に知らせて頂きたい。	
⑥	通学・通園の際に大型トラックの往来があると危険である。有毒ガスや異臭が発生した際の避難訓練などの必要性も考えられる。近隣の保育園や小学校において、保護者や職員を対象とした説明会を開いてほしい。	
⑦	甲賀市水口町などの下流域の住民に対しても、説明会を開くべきである。方法書の説明会より前に開催してほしい。	
⑧	野洲川の水は、甲賀市（甲賀町・甲南町・水口町）の水道水源である。取水地域の住民の知らない間に計画が進められるのはあってはならないことである。速やかに、水口町、甲賀町、甲南町での説明会を開く必要がある。	
⑨	「クリーンセンター滋賀」のように、地元区や市行政と共同し、継続して環境を考える機会を設けてほしい。	
⑩	令和 6 年 8 月の説明会について、ごく近隣の住民だけを対象としたのはなぜか。土山町内でも建設を知らない人が大半である。再度、土山町内の広域を対象とした説明会を実施してほしい。	
⑪	土山町内でも、南土山だけでなく広域と対話すべきである。地元との信頼が築けていないと感じる。市と協力しながら、住民と顔を合わせて話をする機会を設けるべきである。 配慮書では、説明会や地元との協力関係などについて触れていない。 市内でも下流側の甲賀町、水口町、甲南町では河川の水を水道水源とし、農業などにも使用されている。これらの地域でも説明の機会を設けてほしい。	

一般意見（概要）	事業者の見解
(4) 事業への反対	
① 安定型産業廃棄物最終処分場建設に反対である。これほどの大規模な産業廃棄物最終処分場は果たして必要なのか。自然を壊すと、元には戻らない。未来の子供たちの生活を苦しめても良いのか。	循環型社会の推進により、国内の産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあります。一定の割合で発生し続けています。一方で、最終処分場の残存量は減り続けており、社会的には新たな最終処分場の建設が求められている状況です。このような社会的な状況を踏まえ、建設副産物等の受け皿となるべく、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めていきたいと考えています。
② 様々な問題を抱えた産業廃棄物最終処分場の建設には反対である。自然豊かな郷土・土山を守る為に、計画を中止していただきたい。	
③ 民営企業が収益をあげるのに、何故一般住民が、種々の心配事に巻き込まれねばならないのか。 現計画での産業廃棄物処理場の建設には全面的に反対である。	
④ 安定型産業廃棄物最終処分場の建設に反対する。 水質汚染により近隣以外の人々の健康も損なわれる。 大規模な建設による、自然破壊・健康被害・生物多様性への問題・景観等の影響について、デメリットが多すぎると考える。	安定型最終処分場の確保は社会的な課題であり、その受け皿は必要であると考えています。周辺住民の皆様にはご心配をおかけする面もあるかと思いますが、周辺環境への配慮をしっかりと行いながら事業を進めていきたいと考えております。 なお、施設運営においては、選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。
⑤ 京阪神の水源にもなる水源に近い場所の設置には断固反対する。古来、井戸端にゴミを捨てる人はいない。	水質については、本方法書において環境影響評価項目として選定しました（P6-3）。今後は方法書に記載した手法により調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じます。
⑥ 搬入される廃プラスチックや、コンクリート塀の塗料にも有害物質が含まれていることが解明されている。甲賀市においても野洲川を水源として、甲賀町、甲南町、水口町は飲料水として利用されており、将来人体に影響を及ぼす有害物質を含んだ水を飲用することは確実であり見過す訳にはいかない。	
⑦ 大規模な最終処分場の 500m 範囲に住むことは、ストレス以外の何物でもない。自治会の長に許可を得るではなく、居住する住民全員の許可をとるべきである。	計画事業が周辺住民の皆様の生活環境へ影響を及ぼさないようにするため、本方法書において、環境影響が想定される項目を再検討するとともに調査、予測、評価の手法について検討しました。今後は調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施します。また、その結果については、環境影響評価の制度を活用して情報公開するとともに、意見徴収してまいります。

一般意見（概要）	事業者の見解
(5) 補償	
① 野洲川に注ぐ上流側 1km の地に産業廃棄物最終処分場を建設し、廃棄物が野積状態にされる。有害物質が地下水に流れた場合には、県か貴社が責任を持てるのか。	浸透水および地下水の水質検査の結果、基準の超過が確認された場合には、法令に基づき、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止し、その他生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、廃棄物処理法の許可権者である滋賀県への報告を行います。 万一、計画事業が原因で周辺への環境汚染が生じ、是正工事等が必要となった場合には、弊社が責任をもって対処致します。 是正工事や補償については、最終処分場維持管理積立金の切り崩し、自社財産の償却のほか、賠償責任保険等を活用します。また、国と産業廃棄物処理業者が参加する基金からの財政支援の制度もあります。
② 万が一、有害物質が流出した場合や、土砂崩れを発生させた場合、その被害は甚大なものになることが予想される。補償に関しての取り決めはどのようなになっているのか。	
③ 計画地の隣接地に土地を所有しているが、倒木が出た場合には貴社が補償するのか。	万一、計画事業が原因で、周辺地権者様に被害が発生した場合には、もちろん弊社が補償いたします。

一般意見（概要）	事業者の見解
(6) 過去の環境汚染事例について	
① 以下の項目について、過去の件数（割合）を提示してほしい。 ・過去に建設された産業廃棄物処分場 ・そのうち建設後に周囲の環境汚染等があったもの ・周囲の環境汚染等が判明した場合、処分場との因果関係を調べる方法と平均的な調査期間 ・実際に因果関係がありと判明したもの ・処分場の廃止に至ったもの	過去を含めた最終処分場の設置件数については、公開情報等から確認することはできませんでした。環境省の資料によると、最終処分場の設置件数は年々減少しており、平成 16 年度の安定型最終処分場設置件数は 1,484 件、令和 2 年度は 946 件となっています（「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（令和 3 年度実績）」（環境省、令和 5 年））。このように、設置件数が大きく減少した要因としては、埋立を完了し廃止された件数よりも新規に設置許可を受ける件数が少ないことによるほか、法改正により、暴力団関係者が産廃処理事業を営めなくなったことや、違反者への許可取り消しが容易になったためと考えられます。なお、平成 20 年の資料では、「安定型処分場については、約 1 割の施設において放流先又は浸透水に異常が見られるなど各地で問題となっており、何らかの規制強化が必要」とされており（「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（第 7 回）参考資料 安定型最終処分場に係る対策の検討状況について」（環境省、平成 21 年））、環境省としても、悪質な最終処分事業者をふるい分け、優良な事業者を育てるための制度設計を急いでいた状況がわかります。 なお、処分場との因果関係についての調査期間や、廃止に至った件数については、過去に建設された産業廃棄物処分場についての公表された統計等はなく、詳細については不明です。 株式会社ジェネスでは、大津市において安定型最終処分場を運営しておりますが、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良事業者として認定されており、滋賀県内において最終処分業で優良事業者の認定を得ているのは当社だけです。近江バラスにおいても法令を遵守するとともに、優良事業者の認証を得るよう、努めます。
(7) 行政への要望	
① 配慮書の地域概況における検査項目には、基準値や過去の測定記録がない項目がいくつか見られる。県や市として基準値を設定したり、追加検査していただくことは可能か。県や市としても、想定外の事象により水質や土壌環境が汚染された場合などに、産廃で汚染された場所というレッテルが貼られるのは困るのではないか。	配慮書の第 3 章については、P3-2 に示す調査区域における既存資料の調査結果のみを示していますが、配慮書で「測定は実施されていない」とした項目についても、広域的にみると測定されています。なお、今後、本事業の影響を予測・評価する上で必要と判断した環境要素として、大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、景観および人と自然との触れ合いの活動の場についての現地調査を実施します。 なお、いただいたご意見は、本方法書に掲載し、県や市にもお伝えします。